## 岩手県告示第636号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(平成19年岩手県条例第75号)第6条第2項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成30年8月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 高田松原商業開発協同組合、陸前高田再開発株式会社及び株式会社ツルハ
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 アバッセたかた 陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業地内K C29街区
- 3 変更した事項
  - (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の住所
  - (2) 特定大規模集客施設の名称
- 4 届出年月日 平成30年7月30日
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成30年8月24日から同年10月24日まで
  - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに大船渡市役所、一関市役所、陸前高田市役所及び住田町役場